

令和6年度の調達改善計画								令和6年度年度末自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標		難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		競争性確保・向上のための改善方策の推進 (一者応札・応募の改善のための取組)	【一者応札の改善に係る目標設定等】 ○ 包括的な要因分析と競争性向上のための改善方策を講じた令和4年度の一者応札比率49.6%から10%以上低減させ、39.6%以下にすることを目標に設定し、省内への周知を図ることで、省内職員の一者応札の改善意識を向上させる。 ○ 一者採択予定で公募する企画競争による調達案件を対象に、より競争性の高い契約方式(総合評価落札方式)への移行を促進する。特に複数年に亘り一者を採択している調達案件については、入札のための仕様が確定していないことを理由とした企画競争を認めないこととし、原則として総合評価落札方式に移行するものとする。	一者応札比率の低減目標を設定することで、全般的に改善意識を高めるため。また、企画競争は価格競争の要素の含まれない随意契約であること意識し、企画競争によることが真に適切かつやむを得ないものであるかを精査する必要があると判断したため。	A+	R6	一者応札比率を令和4年度の49.6%から10%以上低減し、39.6%以下にすることを目標とする。また、合理的な理由がある場合を除き、一者採択予定で公募する企画競争による調達案件を対象に、より競争性の高い契約方式(総合評価落札方式)への移行を促進する。	令和16年3月まで	A+	R6	○ 省内への周知を行うと共に、会計監査組織において単年度採択予定・一者採択予定の調達案件についてチェックする体制を整えた。	B	○ 令和6年度一者応札比率 44.75% (参考値) 令和5年度一者応札比率 47.8% ○ 令和5年度一者応札だった案件のうち、令和6年度複数者応札に改善された案件28件	○ 省内への周知及び会計監査組織においてチェックする体制を整え、趣旨の徹底を図った。	随時	-	引き続き実施する。
	【資格要件・実績要件の精査】 ○ 新規参入者等が応札・応募しやすい環境を整えることを目的として、明確かつ合理的に資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、原則として資格要件・実績要件を設定しないこととする。(※総合評価落札方式では、技術審査の評価基準の必須項目(基礎点)に設定しないこととする。) ○ 資格要件・実績要件を設定する場合においても、過度な要件とならないよう会計監査組織が必要最小限のものとなっていることを入札公告・公募前の事前監査でチェックする。		過度な資格要件・実績要件の設定は、新規参入者等にとって最大の参入障壁であり、その精査は競争性の確保・向上に必要な不可欠な取組であると判断したため。	A	R5	明確かつ合理的に必要な性が説明できる場合を除き、資格要件・実績要件を設定しないことを徹底する。	令和7年3月まで	A	R5	○ 「委託事業の調達標準処理マニュアル」に、資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、原則として実績要件を設定しないこと、実績要件を設定する場合においても必要最小限のものとすることを明記しており、令和6年度においても引き続き会計監査組織が入札公告前の事前監査において実績要件を必須項目に設定していないことをチェックする体制を整えた。	A	-	○ 新規参入者等が応札・応募しやすい環境を整えることで、競争性の向上を図った。また、会計監査組織が入札公告前に過度な要件を設定していないことをチェックする体制を整えることで、実行性を確保した。	随時	-	引き続き実施する。	
	【調達予定情報等の発信強化】 ○ 企業等の応札・応募に向けた準備期間に資することを目的として、調達件名や調達予定時期等を含めた調達予定情報を文部科学省の調達に関するポータルサイト「調達総合案内」に年4回以上(概ね四半期毎)に掲載・公表する。 ○ 調達に特化したメール配信サービス(メールマガジン)を原則として毎営業日発信する。なお、発信に当たっては契約方式別(最低価格落札方式、総合評価落札方式、企画競争・公募、オープンカウンター)に調達情報を取りまとめるなど、分かりやすい情報発信に努める。		技術提案書の作成や業務遂行に必要なとなる人員の確保等に十分な準備期間がなかったことを理由に、企業等が応札・応募を見送った事例を確認しており、調達予定情報等の発信強化を図る必要があると判断したため。	A	R5	調達予定情報については年4回以上(概ね四半期毎)、メールマガジンについては原則毎営業日、それぞれ発信する。	令和7年3月まで	A	R5	○ 令和6年度上半期の調達予定情報を3月・6月に、令和6年度下半期の調達予定情報を9月にホームページに公表した。 ○ 文部科学省の一般競争入札、企画競争・公募、政府調達、オープンカウンターの公告・公募情報に関するメール配信サービス(メールマガジン)を毎営業日配信した。	A	-	○ 令和6年度上半期の調達予定情報(169件)、令和6年度下半期の調達予定情報(101件)、及び令和7年度上半期の調達予定情報(114件)をホームページに公表した。 ○ メールマガジンに対して企業等から370件の登録(令和7年3月末時点)があった。	-	随時	-	引き続き実施する。
	【調達時期の管理強化】 ○ 事業期間や納期までの期間を十分に確保することを目的として、委託事業については第4四半期の事業開始を原則として禁止し、例外的に事業を開始するものについては会計監査組織がその必要性及び理由等を公告・公募前の事前監査でチェックする。 ○ 調達担当部署に対し計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒しを促し、事業期間や納期までの期間を十分に確保するよう周知徹底を行う。		年度後半の公告・公募案件について、既に受注した業務との兼ね合いから必要な人員を確保できないことや、納期までの期間が短いことなどを理由に、企業等が応札・応募を見送った事例を確認しており、企業等が応札・応募しやすい環境を整える必要があると判断したため。	A	R5	委託事業については第4四半期の事業開始を原則禁止とする。また、計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒しを徹底する。	令和7年3月まで	A	R5	○ 「委託事業の調達標準処理マニュアル」に、第4四半期の事業開始を原則として禁止することを明記するとともに、8月下旬に会計監査組織より改めて省内の調達担当部署に対し注意喚起のメールを発信し、周知徹底を図った。	A	○ 令和6年度第4四半期の契約数 60件 (参考値) 令和4年度第4四半期の契約件数 115件 令和5年度第4四半期の契約件数 67件	○ 調達担当部署に対し、計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒し、十分な事業期間や納期を確保することなど、競争性の確保・向上に資する取組の重要性について理解促進を図った。	随時	-	引き続き実施する。	
	【全ての競争入札等へのチェックリストの活用】 ○ 調達改善の取組の実行性を担保することを目的として、全ての競争入札及び一者採択予定の企画競争を対象に、調達担当部署が「競争性の確保・向上のためのチェックリスト」を公告・公募前に作成し、競争性の確保・向上に資する取組が確実に実施されていることをセルフチェックする。 ○ 牽制効果を高めることを目的として、会計監査組織が当該チェックリストに基づく調達改善の取組状況を公告・公募前の事前監査でチェックし、当該取組状況が十分でないとして判断した場合は調達手続のやり直しを求めるなどの指導・助言を徹底する。		競争性の確保・向上(一者応札・応募の改善)の取組主体は調達担当部署であることと意識を公告・公募前から自覚させることが必要であると判断したため。	A+	R5	全ての競争入札等を対象に公告・公募前にチェックリストを作成させる。また、会計監査組織が重点的に確認することで、調達改善の取組の実行性を向上させる。	令和7年3月まで	A+	R5	○ 「委託事業の調達標準処理マニュアル」にチェックリストの取組内容ごとの解説を新たに掲載し、調達担当部署が一者応札・応募の改善に向けて具体的に取るべき行動を明示した。 ○ 会計監査組織が、公告・公募前にチェックリストに基づく改善の取組が実行されていることをチェックする仕組みを整えた。	A	-	○ 調達担当部署が競争性向上のために取るべき行動について理解促進が図られるとともに、会計監査組織が入札公告・公募前に改善の取組状況をチェックすることで、実効性を確保した。	随時	-	引き続き実施する。	
○		スタートアップを含む新規事業者からの調達拡大	○ 調達する財やサービスの質に与える影響に留意しながら、スタートアップを含めた新規事業者からの調達実績の拡大に努める。 ○ J-Startup企業等の技術力のある中小企業者については、競争参加資格の等級にかかわらず、原則として全ての物品及び役務の入札への参加を可能とする。 ○ 各種施策との整合性に留意しながら、企業等への幅広い声掛けなど、事前の市場調査を行うことにより競争性を向上させる。また、物価・人件費の高騰を踏まえた適切な予定価格の設定に努める。	スタートアップ育成5か年計画(新しい資本主義実現会議決定(令和4年11月28日))において、スタートアップに対する公共調達の拡大等を推進することが盛り込まれているため。	A+	R5	スタートアップを始めとする新規事業者の入札参加機会を拡大する。	令和7年3月まで	A+	R5	○ スタートアップを含む技術力のある中小企業者等については、競争参加資格の等級にかかわらず(D等級であっても)上位等級の入札に参加できる措置を原則化するよう調達担当部署に周知を行った。また、会計監査組織が、入札公告前に当該措置が取られていることをチェックする体制を整えた。	A	-	○ スタートアップを含む技術力のある中小企業者等の入札参加機会を拡大した。また、会計監査組織が入札公告前に左記措置が取られていることをチェックすることで、実行性を確保した。	随時	-	引き続き実施する。
○		随意契約事前確認公募の活用及び価格交渉の推進	○ 複数年度に亘り、同一の事業者により一者応札となっている調達案件のうち、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後においても特定の者のみが事業を実施し得る見込みのものについては、契約監視委員会による審査を経た上で、必要となる特殊な技術や設備等を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」への移行を推進する。 ○ 「随意契約事前確認公募」による調達案件を対象に、契約予定者の積算内訳書に見直し余地が無いかなどを精査する価格交渉の取組を推進し、経済性の確保に努める。 ○ 「随意契約事前確認公募」による調達案件について、公募期間以外でも新規参入者の発掘が可能となるよう、文部科学省の調達に関するポータルサイト「調達総合案内」で恒常的に公表する。また、価格交渉の結果等を取りまとめ、有益情報(好事例)として省内へ共有し、他の調達案件に活用する。	特殊な技術や設備等が不可欠な調達案件については、形式的な入札を取り止めて、随意契約事前確認公募を経た上で価格交渉により経済性を追求することの方が、事務コストを含むトータルコストの低減につながるものと考えられるため。	A+	H27	随意契約事前確認公募及び価格交渉を併用することにより、調達の透明性及び経済性を確保しながら、事務コストを含むトータルコストの低減を目指す。	令和7年3月まで	A+	H27	○ これまでに契約監視委員会から随意契約事前確認公募への移行を認められた案件については、引き続き同公募を実施し、価格交渉を実施することで経済性を確保した。	A	○ 令和6年度において随意契約事前確認公募を行った23件について価格交渉を実施した結果、契約予定者が当初提示した価格から約2,770万円(0.9%)の削減効果があった。	○ 価格交渉による経済性の確保に加えて、形式的な入札を取りやめることにより、事務コストの低減も含めたトータルコストの低減につながった。	随時	-	引き続き実施する。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	○ 委託事業における公告・公募の審査は、原則として①全員が外部の有識者であること、②5名以上選定すること、③文部科学省からの出向者及び元職員を選定しないこととするほか、審査結果を必ず審査委員全員で共有し、評価の判断となった理由等を検証することなどにより、調達手続における公正性及び透明性を確保するものとする。 ○ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行い、検証結果及び今後の改善方策等を取りまとめ公表するとともに、その後の改善状況についてフォローアップ調査を行い、次年度の同委員会へ報告することとする。また、一者応札の改善事例(成果)は有益情報(好事例)として省内で共有し、類似の調達案件における競争性の向上に活用する。 ○ 会計監査組織による事前監査・事後監査において、一者応札・応募や不審・不調となった調達案件の要因分析と再発防止策を重点的にチェックするなど、調達改善に向けた審査・管理を強化する。		A	-	外部有識者の知見の活用及び会計監査組織との連携強化により、調達手続の透明性・公正性・競争性の確保・向上を図るとともに、調達改善に向けた審査体制を充実・強化する。	令和7年3月まで	A	-	○ 契約監視委員会が指導助言を得られた内容やそれを踏まえた調達担当部署の今後の対応について次回の同委員会に報告するとともに、その後の取組状況及び改善結果について1年後の同委員会でもフォローアップを行った。又、同委員会の議事概要や一者応札から複数者応札に改善した事例についてホームページ上で公表するとともに、省内に共有した。 ○ 会計監査組織が、公告・公募前にチェックリストに基づく改善の取組が実行されていることをチェックする体制を整えた。	A	○ 令和5年度契約案件のうち契約監視委員会において個別審査をした一者応札案件17件のうち、7件については複数者応札に改善した。 ○ 当省の調達に関するポータルサイトである「調達総合案内」に一者応札の改善事例等の有益情報を掲載することで、調達担当部署の調達改善に関する理解促進を図った。 ○ 会計監査組織が「競争性の確保・向上のチェックリスト」に基づく取組が実施されていることをチェックすることで、実行性を確保した。	随時	-	引き続き実施する。	
○		調達事務のデジタル化の推進	○ 入札説明会のオンラインによる実施や電子メールによる見積書等の徴取に努めるとともに、政府電子調達システム(GEPS)を活用した電子入札・電子契約を推奨する旨を事業者へ周知する。また、システム環境が整った調達担当部署から可能な限りGEPSを活用した電子入札及び電子契約を行うこととし、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るように努める。 ○ 総合評価落札方式又は企画競争方式による調達案件については、原則として入札説明会をオンラインで開催するものとする。 ○ 入札によらない案件(随意契約等)についても、GEPSを活用した電子契約を推進する。		A	R4	政府電子調達システムを活用した電子入札や入札説明会のオンライン開催により、トータルコストの削減に努める。あわせて、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るように努める。(参考:令和5年1月1日～令和5年12月31日の電子入札率70.3%、電子契約率48.6%)	令和7年3月まで	A	R4	○ 内閣官房デジタル庁行政改革会議事務局の会計DXの動きや、デジタル庁のGEPSマーケットプレイスの動きも踏まえながら対応を検討中。 ○ 会計監査組織が、入札公告前に当該措置が取られていることをチェックする体制を整えた。	B	○ 令和6年度の電子入札率71.8%、電子契約率47.4% (令和5年度通年の電子入札率69.7%、電子契約率47.8%) (※上記の利用率は、デジタル庁がシステムにより抽出したものである。)	○ 会計監査組織が、入札公告前に当該措置が取られていることをチェックすることで、実効性を確保した。	随時	-	引き続き実施する。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等)。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
電子入札案件数＝入札案件のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
電子入札案件数＝入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者から1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)
電子契約案件数＝電子契約案件のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
電子入札によらない電子契約案件数＝電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度 ※2 進捗度

- A+:効果的な取組
A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
A-:発展的な取組
B:標準的な取組
※(定量的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部署等(他府省庁、自府省庁内の他部署、地方支分部局等)との調整を行った取組
C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和6年度年度末自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
【入札説明会参加者等に対するアンケート・ヒアリングの実施】 ○ 一者応札・応募となった調達案件を対象に、入札説明会に参加したものの、応札しなかった企業等を対象にアンケート・ヒアリングを実施し、企業等が感じた入札障壁を把握・分析することで今後の競争環境の整備に努める。	継続	○ アンケート調査については208件(令和5年度第4四半期～令和6年度第3四半期分)の回答を徴取することが出来た。	○ 一者応札・応募となった事業を対象に、調達担当部署が、 ・入札説明会に参加したものの応札に到らなかった者 ・前年度応札があったが、今回の応札を見送った者 ・その他応札・応募が見込まれる者 などに対し、アンケート調査又はヒアリングを実施することで競争環境の整備に努めた。
【競争性のない随意契約の検証及び公表】 ○ 競争性のない随意契約を行う際には、真にやむを得ないものかどうか、会計監査組織が事前監査するとともに、随意契約によることとした理由等をポータルサイト「調達総合案内」に公表する。 ○ 随意契約(不落不調となったものを含む)した案件を契約監視委員会の審査対象の抽出項目に設定し、外部有識者による事後検証を行うものとする。	継続	-	○ 会計監査組織による契約前の事前監査において真にやむを得ないものか確認し、適切性を担保した。 ○ 四半期毎に随意契約によることとした理由等を公表することで、契約の必要性や透明性が担保された。 ○ 契約監視委員会による事後検証及び検証結果を踏まえた省内への指導を行うことで調達の適切性の向上を図った。
【デジタル統括アドバイザーの助言等の活用】 ○ 情報システムの調達に当たっては、仕様の策定等にデジタル統括アドバイザーの助言等を活用する。	継続	-	○ デジタル統括アドバイザーの助言等の活用により仕様書の水準向上に資した。
【少額随意契約の調達手続の改善(インターネット取引等の活用)】 ○ 電化製品等の調達にインターネット取引を、出先施設の水道料金及び公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を、印刷業務の調達にオープンカウンター方式を、什器類を対象に一括調達をそれぞれ実施する。	継続	-	○ 水道料金・ガス料金・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用し、支払事務の効率化につながった。 ○ 印刷業務の調達では引き続きオープンカウンター方式を行うことで競争性、公正性、透明性の確保及び執行手続の効率化につながった。
【総合評価落札方式・企画競争の適切な実施】 ○ 会計監査組織が調達手続の各段階で透明性・公平性・競争性等が確保されているか事前監査するとともに、契約監視委員会において外部有識者の知見を活用した事後検証を行う。 ○ 評価基準や審査要領の策定、審査委員の選定・委嘱、審査の実施、落札決定等、一連の調達手続を網羅した標準マニュアルの改訂・充実を適宜行う。	継続	-	○ 会計監査組織による調達手続の各段階での事前監査により透明性・公平性・競争性等を確認し、適切性を担保した。また、契約監視委員会による事後検証及び検証結果を踏まえた省内への指導を行うことで調達の適切性の向上を図った。 ○ 契約監視委員会による事後検証及び検証結果及び契約を取り巻く状況に合わせ適宜マニュアルの見直しを行った。
【共同調達・一括調達(電力・ガスの調達を含む)】 ○ 中央合同庁舎第7号館に入居する文部科学省(外局及び施設等機関を含む)、会計検査院、金融庁で事務用機器や消耗品等(15品目)を対象に共同調達を実施する。 ○ 文部科学省の出先施設の電力調達を対象に、再生可能エネルギー比率を考慮しつつ、複数の施設をまとめて一括調達を実施する。	継続	-	○ 左記の取組により調達コストの低減を図った。
【外部有識者を活用した研修等の実施】 ○ 調達改善の取組を含めた会計事務研修、外部有識者による業務効率化やコスト削減の意識醸成につながる研修を企画・実施することで、省内職員のスキルアップを図る。	継続	-	○ 調達改善の取組を含めた会計事務研修を企画・実施することで、省内職員のスキルアップを図った。
【有益情報やグッドプラクティスの共有】 ○ 会計業務マニュアル、価格交渉実施要綱・実施結果(好事例)、一者応札・応募の改善事例等の有益情報を省内に共有し、今後の調達改善に活用する。 ○ 仕様書や公募要領等について、調達分野毎にグッドプラクティスとなる事例を蓄積・データベースに保存し、いつでも省内で閲覧できるようにすることで、業務効率化に努める。	継続 新規	-	○ 左記のマニュアル等について省内に共有し、調達改善に活用した。 ○ グッドプラクティスとなる仕様書や公募要領等について省内の共有フォルダに格納し、いつでも省内で閲覧・参考活用できるようにすることで、業務効率化に資した。
【仕様書の明確化及び参考情報の充実】 ○ 供給者側の視点から仕様書で分かりづらい記載がなかったかについて上述のアンケートや適宜実施するヒアリングなどを通じて把握し、仕様書の見直しに活用することで、仕様書の完全性の向上に努める。 ○ 新規参入業者等の事業内容の理解促進を目的として、過去の同一又は類似事業に係る成果物や業務履行に役立つ参考資料等について、事前の情報提供の充実に努める。	継続	-	○ アンケート結果、仕様書、公募要領等について省内の共有フォルダに格納し、いつでも省内で閲覧・参考活用できるようにすることで、仕様書の見直しに資した。
【調達情報の提供・公表】 ○ 契約に係る透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。	継続	-	○ 契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表することで、契約に係る透明性を担保した。 また、教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、調達情報の提供に努めた。
【予算の支出状況等の公表】 ○ 「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、補助金、委託調査費等に関する支出情報を公表する。	継続	-	○ 左記の予算執行等に係る情報の公表等を適切に行い、外部からの検証や情報の積極的な活用を可能とすることにより、予算執行等の効率性の向上を図るとともに、行政に対する信頼の向上に資した。
【公益法人に対する支出の公表・点検】 ○ 2年連続で同一法人に支出があるもの、随意契約や一者応札となっているものを対象に、支出の必要性やより競争性のある契約方式への移行等の余地がないか点検し、見直しの方向性を取りまとめて公表する。 ○ 公益法人が契約の相手方となっている案件を対象に、契約監視委員会による事後検証の抽出項目に設定し、外部有識者による検証を行う。	継続	-	○ 一者応札となった案件のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当局課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表することで、調達の適正化が図られるとともに、契約の透明性が担保された。
【国庫債務負担行為の活用】 ○ 複数年度契約による調達が可能と考えられる案件について、国庫債務負担行為の活用に努める。	継続	-	○ 複数年度契約による調達が可能と考えられる案件について、国庫債務負担行為の活用に努めた。
【会計事務手続の効率化】 ○ 旅費・謝金・給与計算業務等の一部をアウトソーシングし、会計事務手続の効率化を図る。	継続	-	○ 補助金・委託費等の支払に関する事務手続きのアウトソーシング、庁内で使用する物品請求の取り纏めに係るアウトソーシング、委託事業で取得した物品の委託事業終了後の事務手続きに係るアウトソーシング、国家公務員宿舎の宿舎料給付控除・宿舎の入退去事務・国庫財産使用許可申請等に係るアウトソーシングを継続することで、一連の事務手続の早期化、職員の業務負担の軽減及び業務の効率化が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【上智大学教授 楠 茂樹】 意見聴取日【令和6年11月6日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 一者応札の改善に向けた取組について御意見を伺った。	○ 一者応札比率を令和4年度実績の49.6%から10%以上削減させるという目標を掲げているところ、「競争性確保・向上のための改善方策の推進(一者応札・応募の改善のための取組)」に記載の取組についての効果を検証し、改善を進めて欲しい。	○ 「競争性確保・向上のための改善方策の推進(一者応札・応募の改善のための取組)」では以下の取組を行うこととしている。 【一者応札の改善に係る目標設定等】 【資格要件・実績要件の精査】 【調達予定情報等の発信強化】 【調達時期の管理強化】 【全ての競争入札等へのチェックリストの活用】 これらの取組について効果の検証を行い、改善に努めてまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【筑波大学教授 楠 茂樹】 意見聴取日【令和7年6月6日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 随意契約のあり方について	○ 随意契約の生命線は説明責任を尽くすことにあるといえ、透明性確保の徹底にあたってもらいたい。 ○ 少額随意契約について、特に地方自治体でしばしば問題になっている入札逃れのための意図的、恣意的な分割がないように、監視・監督の強化に努めるべきである。	○ 企画競争においては透明性の確保のため、 【審査要領、要項を作成】 【評価項目を適切に設定(審査基準の明確化)】 【5名以上の外部の審査委員の任命】 【審査委員への審査結果の共有】 【契約情報の速やかな公表】 【契約監視委員会において個別審査】 を実施している。委託業務マニュアルに分かりやすく記載するとともに事業担当課へ周知を行い、透明性確保を徹底するよう指導してまいりたい。 ○ 少額随意契約においては、意図的・恣意的な分割契約が行われないか、事業担当者が実施伺を回付した際に、会計課(契約担当)が全契約の確認を行うことで適切な契約となるよう体制を整備している。会計課より事業担当者へ必要に応じて確認・指導を行い、引き続き適切に契約が締結されるよう努めてまいりたい。